

外国人登録証明書の 切替を忘れていませんか

在留資格が特別永住者または永住者の人は、該当する期限までに現在お持ちの外国人登録証明書をそれぞれ特別永住者証明書、在留カードに切り替える必要があります。

<特別永住者>

対象	次回確認（切替）申請期間の始期の日	外国人登録証明書の有効期限
16歳以上	平成27年7月8日(水)まで	27年7月8日(水)まで
	27年7月9日(木)以降	次回確認（切替）申請期間の始期の日
16歳未満	—	16歳の誕生日まで

※「次回確認（切替）申請期間」は外国人登録証明書の表面に記載されています。

申請場所 市民課戸籍係

問合せ 市民課戸籍係

<永住者>

対象	外国人登録証明書の有効期限
16歳以上	27年7月8日(水)まで
16歳未満	27年7月8日(水)まで ※7月8日(水)までに16歳の誕生日を迎える人は16歳の誕生日までです。

申請場所 名古屋入国管理局

問合せ 外国人在留総合インフォメーションセンター
☎0570(01)3904

※平日の8時30分～17時15分です。

春の

叙勲受章

おめでとう

ございます

瑞宝双光章 角谷賢三氏
(道場山町)

電気通信事業功労

瑞宝双光章 坂本盛男氏
(西山町)

警察功労

問合せ 秘書情報課秘書係

碧南警察署からのお知らせ

不法就労・不法滞在防止にご協力を

問合せ 碧南警察署 ☎(46)0110

不法残留者の推移（法務省統計）

日本に滞在している不法残留者の数は、平成5年の約29万9千人をピークに減少傾向にあり、26年1月1日現在では約5万9千人です。不法残留者の大半は不法就労していると見られ、凶悪犯罪や薬物犯罪などの悪質で組織的な犯罪に関与する割合も多く、治安対策上極めて重要な課題の1つとなっています。

不法就労外国人を雇用しないために

不法残留者の数は減少傾向にありますが、不法就労をあっせんするブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。また、ブローカーや事業主のなかには、いわゆるピンハネをして不法な利益を得ている者や、過酷な労働条件で働かせている者も多く、外国人労働者保護の観点からも問題となっています。

事業主の皆さんへお願い

- ・外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、外国人登録証明書などの実物で在留資格・在留期間を確認してください。
- ・留学や家族滞在などの在留資格は、原則就労活動が認められておらず、アルバイトを行う場合は、あらかじめ入国管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。留学生は資格外活動の許可の有無や許可された活動内容も確認してください。
- ・在留カードには、就労制限の有無や資格外活動に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。在留カードの導入により、就労できるかどうかの判別が容易になるとともに、外国人を雇用する際に不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

在留
カード

